

平成 30 年度事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

I. 活動方針

1. 基本方針

法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である』との理念のもと、社会全体への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化を図るとともに、適正・効率的な組織運営に努め、法人会活動の更なる充実に努めております。

政府は、現下の経済状況を踏まえ、デフレからの早期脱出・経済再生が最優先課題として、生産性の向上、働き方改革等、具体的な施策を展開する中で、税制全般において、抜本的な見直しを進めております。

特に、消費税については、来年 10 月の消費税率 10%への引き上げと併せて、軽減税率制度の導入を行うこととしており、今年度は、その準備のための重要な年にあたります。

当法人会は、このような状況の中、消費税の軽減税率制度に関する説明会の開催や、企業関連税制の改正等に関する情報提供等により、会員企業がスムーズな対応を図れるよう努めてまいります。

政府には、各税制の見直しによる国民の負担増にもつながることから、国の将来を見据えた無駄のない施策を推進していただきたいところです。

また、重点事業として国が進める税制改革に対して、会員企業へのアンケート調査を実施して、傘下会員の意見を集約して「税制改正に関する提言の取りまとめ」を行うとともに、タイムリーな税情報の発信に努めながら、納税意識の高揚と税啓発の事業や、企業の人材育成や財務運営に対する自己研鑽への支援、さらには、地域振興や社会貢献事業に、積極的に取り組んでまいります。

また、各支部・各ブロックにおける会員交流事業を活発に実施し、組織の事業運営を充実させるとともに、組織・財政基盤の強化のために、会員増強や福利厚生制度の推進等に取り組んでまいります。

【法人会の理念】

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者団体である。

2. 重点事項

(1) 税制改正への対応

国が進める税制改革や財政再建、少子・高齢化、人口減少時代に向け、日本経済が持続的成長を続け、中小企業活性化につながるような『今後の望ましい税制の在り方』を基本テーマとして、国税、地方税について踏み込んだ検討を行い、税のオピニオンリーダーとして建設的提言に努めてまいります。

そのために、『税制改正に関するアンケート調査』を行って、税に関して傘下会員に広く意見を求め、税制委員会において取りまとめ、国・県・市に対する税制改正提言活動を行ってまいります。

また、法人会全国大会（鳥取大会）への参加等を通じて、税制税務に関する調査研究を行ってまいります。

(2) 納税意識の高揚と、税知識の啓発、普及活動の実施

法人会全国女性フォーラム（山梨大会）や全国青年の集い（岐阜大会）への参加を通じて、納税意識の高揚に努めるとともに、租税教育推進協議会が行う、小学生を対象とした「租税教室」に対して講師を派遣して、税知識の啓蒙活動を行ってまいります。

また、女性部会が中心となった「税に関する絵はがきコンクール」や、青年部会による「税金クイズ」事業を通じて広く市民への税の啓発、普及活動を実施してまいります。

(3) 企業活動支援の実施

企業活動支援事業として、真に会員企業に役立つ各種研修を実施してまいります。

【具体的内容】

- I. 昨今の情報化の進展、多様化する会員ニーズに応じた研修内容の充実を図り、本部と支部並びにブロックの研修を効率的に実施します。
- II. 税制税務に関する研修については、法人会活動の根幹となる研修事業であり、今後とも「法人税・消費税の決算説明会」「新設法人説明会」等の税務研修会を実施します。

特に、消費税率の引き上げと併せて、軽減税率制度の導入が予定されていることから、説明会を行うとともに、その対応についての相談や支援を

行うとともに、「消費税期限内納付推進運動」や「e-Tax」の普及にも努めてまいります。

Ⅲ．企業の人材育成や財務運営に関するセミナーや研修会の内容の充実に努めてまいります。

Ⅳ．法人会のインターネットセミナーを広くPRし、会員企業が有効活用できるよう利用拡大に努めます。

(4) 地域社会貢献活動の実施

社会貢献事業は、多くの会員企業が参加し、地域の実情に即した活動を積極的に推進することによって、地域全体に広がることが期待されます。

法人会としては、各支部・各ブロックや、青年部会・女性部会が中心となって各種事業を実施し、社会貢献活動を展開してまいります。

また、広く一般市民を対象としている「公開講演会」を、引き続き実施してまいります。

(5) 組織の充実・強化

多くの会員企業に各支部・各ブロックの会議や事業に参加いただくことは、法人会活動をPRする絶好の機会となることから、役員・委員等が中心となって、法人会活動の積極的な参加を進めてまいります。

特に、組織の充実・強化には、会員増強活動は最重要課題となっておりますので、組織委員会を中心に、非会員への加入勧奨を積極的に推進してまいります。

【具体的内容】

- I．組織委員会を中心に、会員増強運動を計画的に実施し、新会員の獲得及び会員加入率の維持向上に努めます。
- II．新規会員の会員増強と併せて、退会防止策の実施にも全力を挙げます。
- III．支部・ブロックにおいて、会員の声を聴き、会員や地域に密着した事業活動を展開します。
- IV．青年部会と女性部会の活動は、当法人会活性化には不可欠であり、引き続き青年部と女性部の部会員増強運動の推進に努めます。

(6) 広報活動の充実

法人会のイメージアップと知名度の向上を図るための活発な広報活動を実施します。

また、一般市民等へも広報活動を行うため、広報誌の発行、ホームページ内容の充実を図ります。

【具体的内容】

- I. 会員及び市民向けに、年4回、広報誌「かぬまにっこう」（1回3,000部）を発行します。
- II. 当会事業活動を広く周知するため、ホームページの充実を図ります。
- III. 当会事業を積極的に宣伝するため、様々な公共媒体を活用して当法人会のPRに努めます。

（7）福利厚生制度の推進

企業福利厚生制度の充実を図るため、提携保険会社3社と連携し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図ります。

（8）関係機関との連携協調

国税局・税務署をはじめ税理士会・その他関係機関との連携協調を図ります。